

2契第49号
令和2年4月23日

関係各位

佐世保市長 朝長 則男

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について

関係者の皆様におかれましては、日頃から本市の市政運営につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、市民の皆様には、「安易な行動により自分が感染するだけでなく、身近な人を感染させてしまうという怖さ」や「一人ひとりの行動が、人の命を救うことにつながるということ」を十分に認識していただくとともに、手洗いの励行や咳エチケット、密閉・密集した場所を避けるなど、一人ひとりが日頃からできる対策を徹底して行っただくようお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が全都道府県に拡大されたことにより、今後の工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）につきましては、下記のとおりのご対応を宜しくお願いいたします。

なお、本件は令和2年4月8日付国土交通省土地・建設産業局建設業課長から各都道府県入札契約担当部局長あて通知（国土入企第6号）について、同課長から建設業者団体の長にも事務連絡として参考送付されているところですが、同趣旨を重ねて本市からもお願いするものです。

記

1 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について

社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請され、適切な対応が求められております。

このことから、本市が発注する工事等について、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休校等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、受注者と発注部局との協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等の措置を行い

ます。

なお、これらの場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱います。

2 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

(1) 施工中の工事現場等においては、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、宜しくお願いいたします。

(2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合は、速やかに受注者から発注部局等に連絡するとともに、保健所の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。

(3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。

建設工事の現場では、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要があります。

これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう、適切な対応を宜しくお願いいたします。

以 上
(契約課)